

借 用 書

年 月 日

山ノ内町生涯学習課 様

団 体 名 :

借用者氏名 :

連 絡 先 :

下記のとおり借用したいのでお願いします。

記

1. 借用品名

借用品名	数量	借用品名	数量

2. 使用目的 :

3. 使用場所 :

4. 借用日時 : 年 月 日 午前・午後 時 予定

5. 使用月日 : 年 月 日 ~ 年 月 日

6. 返却日時 : 年 月 日 午前・午後 時 予定

借用確認	年 月 日	対応者
返却確認	年 月 日	対応者

ニュースポーツ用具貸出のルール

山ノ内町生涯学習課
(スポーツ推進係担当)

山ノ内町では町民へのスポーツ振興を目的として各種体育用具の貸し出しを行っています。

利用にあたっては、以下のルールを守っていただきますよう徹底をお願いいたします。

【ニュースポーツ用具の貸出について】

- 1 ニュースポーツの普及のため、これらの用具については個人や地域団体からの申請を受け付けます。ニュースポーツ用具はホームページ内に一覧表がありますのでご確認ください。
- 2 数に限りがあるため、他の利用者に貸出中の場合もあります。事前にスポーツ推進係に確認のうえ借用書を提出してください。また、先着順のため、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。
- 3 用具については直接保管場所にて受取、返却していただきます。
- 4 より多くの方に使用していただくため、貸出期間は1週間程度とします。早めの返却をお願いします。
- 5 用具は大切に扱ってください。**破損、紛失の場合は代物弁償、または実費を請求させていただきます。**
- 6 用具は借りたときの状態に戻して、施設に返却してください。とくにセットで貸し出している用具については色や数の組み合わせなどに注意してください。
- 7 以下の項目に該当する場合は貸出を許可しません。
 - ① 用具を正しい用途で使用しないおそれがあるとき。
 - ② 法令又は公序良俗に反すると認められるとき、若しくは反するおそれがあるとき。
 - ③ 特定の個人、団体等に対する貸出が、ニュースポーツの普及の目的を超た特段の支援又は利益供与として誤解を受けるおそれがあるとき。
 - ④ 用具を使用して特定の個人、団体等が営利活動を行うおそれがあるとき。
- 8 虚偽の申請をした場合には以後の貸出を制限します。

※その他、不明な点については生涯学習課スポーツ推進係までお問い合わせください。